

## 平成 28 年定期監査結果の報告について

監査委員は、全ての県機関 563 箇所(平成 27 年度末の廃止により監査箇所でなくなった 1 箇所を含む本庁機関 202 箇所及び出先機関 361 箇所)について、平成 28 年 1 月から同年 9 月まで定期監査を実施しました。

今回、平成 28 年定期監査の結果の全体をまとめた報告書を作成し、本日議会、知事等に提出しました。

この報告書には、地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づく県の組織及び運営の合理化に資するための意見も記載しています。

報告書の概要は次のとおりです。(出先機関 361 箇所のうち平成 28 年 4 月 28 日までに結果を取りまとめた 98 箇所の監査結果については、同年 6 月 21 日に記者発表済です。)

### 1 定期監査実施の概要

監査の結果、上記 563 箇所のうち 135 箇所、167 件の不適切事項(うち既報告 41 件)、15 件の要改善事項(うち既報告 3 件)が認められました。

指摘事項が認められた箇所等の局等別内訳及び不適切事項の項目別内訳は次のとおりです。

<局等別内訳>

局 等	実施 箇所数	指摘事項が 認められた箇所		内 訳			
				不適切事項		要改善事項	
		箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
	箇所	箇所	件	箇所	件	箇所	件
政 策 局	18 (6)	5	11	5	10	0(1)	1
総 務 局	25(14)	7	9	5	6	2(1)	3
安全防災局	9 (3)	3	3	3	3	0	0
県 民 局	25(14)	13	16	12	15	1	1
ス ポ ー ツ 局	3 (0)	0	0	0	0	0	0
環 境 農 政 局	30(18)	7	9	7	9	0	0
保 健 福 祉 局	38(23)	19	25	16	21	3(1)	4
産 業 労 働 局	24(12)	8	10	8	10	0	0
県 土 整 備 局	36(14)	9	20	9	20	0	0
会 計 局	3 (0)	0	0	0	0	0	0
企 業 庁	28(17)	12	16	11	15	1	1
議 会 局	4 (0)	1	1	1	1	0	0
教 育 委 員 会	201(186)	46	57	44	52	2(2)	5
各 委 員 会	9 (0)	0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	110(54)	5	5	5	5	0	0
計	563(361)	135	182	126	167	9(5)	15

(注) 1 実施箇所数の( )は出先機関で内数

2 政策局には地域県政総合センターを、保健福祉局には神奈川県立保健福祉大学を含めている。

3 要改善事項の箇所数について、不適切事項と重複する箇所は( )で表記

## 2 所属横断的視点による監査について

平成 27 年度は 3 年に一度行われる県有財産台帳の価額の価格改定の年に当たっていること等から、行政財産の使用許可に伴う使用料の算定において、誤りがないかどうか、所属横断的視点による監査を実施したものである。

この結果、価格改定等に係る不適切事項が 5 所属で 12 件あり、これにより 10 件、12,601 円が徴収不足でした。

## 3 主な不適切事項

不適切事項が認められた 167 件について、項目別の内訳は次のとおりです。

### < 不適切事項の項目別内訳 >

項 目	件 数
予 算 執 行	14
収 入	16
支 出	17
会 計 事 務 処 理	1
契 約	36
課 税 徴 収	0
工 事	10
補 助 金	3
現金・有価証券	0
財 産	27
庶 務	41
そ の 他	2
計	167

- 1 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当するものです。  
法令に違反するもの  
予算目的に反しているもの  
不経済な行為又は損害が生じているもの  
事務処理等が適切を欠くもの  
前回までの監査の不適切事項等で、是正、改善等のための努力又は検討がされていないもの
- 2 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当するものです。  
経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要なもの  
事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要なもの  
なお、不適切事項や要改善事項の報告を受けた知事等は、報告を受けた日から3箇月以内に、監査委員に対して措置の状況を通知することになっています。

### (1) 金額的に特記すべき事案

指摘した 167 件のうち、指摘の規模から見て特記すべきもの 16 件を記載しました。  
この中には、多額の過大支出が生じていた事案が見受けられました。

(報告 p5 参照)

### (2) 内容的に特記すべき事案

指摘した 167 件のうち、内容的に特記すべきもの 9 件を記載しました。

(報告 p8 参照)

### (3) 複数の機関で認められた事案

上記とは別に執行の参考とするため、複数の機関で認められた不適切事項を原因とともに 5 事案を記載しました。

(報告 p9 参照)

## 4 要改善事項

### (1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

計画修繕工事に係る予算の執行に関する件

計画修繕工事に係る予算の執行において、入札不調による発注時期の遅れにより年度内の完了が困難な状況であったため、工事内容を分割し、完了が見込まれる部分に限定して契約しているものがあった。

(報告 p11参照) (総務局 財産経営部施設整備課)

法人事業税等を滞納している法人に対する出資金に係る利益配当金の差押えに関する件  
[既報告]

課税徴収事務において、法人事業税等を滞納している法人に対する出資金の差押えに当たり、出資金に係る利益配当金を差押えの対象としていない状況があった。  
(報告 p11参照) (総務局 神奈川県戸塚県税事務所)

看護師等修学資金貸付金の債権管理に関する件

看護師等修学資金貸付金に係る債権管理に当たり、所定の時期に借受者から免除申請がなされていないものについて、その事由を把握しておらず、返還請求も行っていなかった。  
(報告 p12参照) (保健福祉局 保健医療部保健人材課)

神奈川県内タクシー共通クーポン券の活用に関する件

財産管理事務において、平成25年3月を最後に利用実績のない神奈川県内タクシー共通クーポン券を所有し続けたまま活用していない状況にあった。  
(報告 p13参照) (企業庁 神奈川県企業庁津久井水道営業所)

特別展等の図録の出版に関する件[既報告]

神奈川県立歴史博物館において、特別展の開催に際して出版・販売する図録の作成が遅れたため、販売開始が特別展の開始に間に合わず、特別展の開始当初の来場者に提供できない状況であった。  
(報告 p14参照) (教育委員会 神奈川県立歴史博物館)

使用賃借している印刷機に係る印刷用紙の調達に関する件

印刷用紙の調達に当たり、印刷機の使用賃借契約を締結している事業者との間に、1か月単位の1者随意契約を繰り返して締結しているものがあった。  
(報告 p14参照) (教育委員会 神奈川県立生田東高等学校)

(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

厚木合同庁舎警備業務委託契約の仕様書における従事者の業務内容の定めに関する件

契約事務において、厚木合同庁舎警備業務委託契約の仕様書に、業務内容に関して雇用関係を示すかのような「拘束時間」という文言を説明を付すことなく用いていた。  
(報告 p15参照) (政策局 神奈川県県央地域県政総合センター)

指定管理者制度の運用における管理物品の規定の件 [既報告]

指定管理者制度の運用において、指定管理者に貸し付ける物品について神奈川県財務規則に規定される消耗品の位置付けが明確になっていなかった。  
(報告 p16参照) (総務局 組織人材部行政管理課)

社会参画活動推進事業における執行科目の件

予算の執行において、社会参画活動推進事業(県の支払額、3件合計277,506円)について、事業の実施形態(委託事業)及び経費の執行科目(委託料)が、事業全体の経費の一部を県が負担しているという実態を反映したものとなっていなかった。  
(報告 p16参照) (県民局 神奈川県立かながわ男女共同参画センター)

指定管理業務において親子教室及び受託評価事業の利用者から収受する食費に関する件  
指定管理業務で収受する実費相当額を県の収入としていた。

(報告 p17参照) (保健福祉局 保健医療部県立病院課)

庁舎清掃業務委託に係る予定価格の積算の件

庁舎清掃業務委託に係る予定価格の積算について、積算の合理性が十分に担保されていないものがあった。

(報告 p17参照) (保健福祉局 神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター)

庁舎の使用許可に伴い使用許可を受けた者に負担させる光熱水費等相当額の算定に関する件

精神保健福祉センターの団体への庁舎の使用許可に伴う光熱水費等相当額について、行政財産の使用許可取扱要領に定める使用面積、使用人員及び使用状況等の要素を十分に考慮せずに算定していた。

(報告 p18参照) (保健福祉局 神奈川県精神保健福祉センター)

高校の航海実習における週休日の振替に係る規定の件

海洋科学高等学校で毎年実施している航海実習において、勤務日を週休日等に変更する振替などについて、規定が整備されていなかった。

(報告 p19参照) (教育委員会 教育局行政部教職員企画課)

県立学校の教員のタクシーを利用した出張に係る人事給与システムへの入力

県立学校の教員がタクシーを利用した出張をするに当たり、人事給与システムへの入力を行っていないものが多数あった。

(報告 p20参照) (教育委員会 教育局行政部教職員企画課)

男子トイレブース交換・女子トイレ洗面台交換の修繕工事の経費に関する件

県立学校施設の維持運営等に当たり、生徒用トイレの改修工事を私費会計から支出しているものがあった。

(報告 p20参照) (教育委員会 神奈川県立鶴嶺高等学校)

別記 組織及び運営の合理化に資するための意見

1 情報セキュリティの向上を目的とした県ウェブサイトの県公式アドレスサイトへの移行について

(前略)

したがって、情報システム課にあっては、知事室と連携し、真に独自サイトを利用する必要性の乏しいものについては県公式アドレスサイトの利用を促すという現在の取組を既存の独自サイトにも積極的に拡大するとともに、こうした取組がより効果的に行われるよう、情報セキュリティの確保を目的とした従来の通知より上位の立場から、独自サイトを運営する所属に対してサイト利用の必要性の検証を促すなど、その実施方法にも意を用いることにより、外部独自サイトにおける情報セキュリティの促進を図ることが望まれる。また、現行の県公式アドレスサイトでは統一的なデザイン構成となっているが、県公式アドレスサイトでは実現できない「独自のデザイン性」の求めにより独自サイトを採用する所属がある状況に鑑み、県公式アドレスサイトへの移行を進めていくためには、県公式アドレスサイトのデザイン構成を所管する知事室と調整の上、こうした所属の求めに応えていくことも望まれる。

(報告 p57参照)

(政策局 情報企画部情報システム課)

## 2 出先機関における公用車用ガソリンの購入契約について

(前略)

したがって、少なくとも出先機関で多くの車両を有している環境農政局(対象車両 114 台)や県土整備局(対象車両 92 台)、企業局(対象車両 164 台)においては、出先機関の公用車用ガソリン等について、本庁所属で管理する駐在事務所の車両とも合わせて一括契約することができれば、スケールメリットも生かしたより効率的、経済的な執行となることから、警察本部の取組を参考に契約方法の見直しについて検討していくことが望まれる。また、ひいては、こうした取組が全庁一括による契約につながっていくことが期待される。(報告 p58 参照)

(環境農政局 総務室、県土整備局 事業管理部県土整備経理課、企業庁 財務部会計課)

### 【参考】

立石駐車場及び長浜駐車場の維持管理について

(前略)

したがって、横須賀土木事務所は、本課(所管所属)と調整し、実態と財産管理の名目の乖離の解消を図り、合理的な財産管理の観点から、庁内調整(財産経営課)を含めて両駐車場の今後の在り方について検討することが望まれる。(報告 p61参照)

(県土整備局 神奈川県横須賀土木事務所)

【参考】は、平成 28 年 6 月 21 日付けで議会等に提出した監査の結果において付記した意見で既報告です。

詳細は、別添「平成 28 年定期監査結果報告書(平成 27 年度対象)」(平成 28 年 10 月 5 日付け)のとおり。

(問い合わせ先)

神奈川県監査事務局総務課	課長	西	電話	045-285-5053
	副課長	長谷川	電話	045-285-5054